

○延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1984年5月に来日した姫鵬飛国務委員と安倍外相ら日本側要人の会談記録	H17. 10. 21	H17. 12. 20	101	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	国連海洋法条約に基づき、日本が韓国近海で海洋調査を実施するに当たり、韓国に事前申請した書類一式及び韓国側の回答(2000年以降)	H17. 11. 2	H18. 1. 1	89	開示請求受付後、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	湾岸紛争/ポスト湾岸紛争 1991年2月1日(総合外交政策局軍備管理軍縮課)	H17. 11. 21	H18. 1. 20	70	開示請求の対象となりうる行政文書の開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。また、開示請求処理のプロセスにおいて、調整すべき実際の関係者が多く存在することが判明し、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明したため。	
	昭和48年10月(モスクワ・クレムリン宮殿) 田中・ブレジネフ会談の記録	H18. 1. 26	H18. 3. 27	4	第三国との関係に言及している箇所の開示の可否等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	H18. 5. 19付で開示決定等を行った。